

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第 1007 号

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

「吉野第2団地」

本山町公営住宅「吉野第2団地」の入居者を次のとおり公募します。

- 住宅の所在地 本山町吉野406番地1
- 公募戸数 1戸（鉄筋コンクリート3階建）
- 間取り 和室（6畳2室）、洋室（約6畳1室）、LDK（約9畳）、トイレ（洋式水洗）、浴室、駐車場（1台分）、物置他
- 家賃・敷金等 家賃 15,600円（所得月額より算定）
敷金 家賃3カ月分

「地主脇住宅」

本山町一般住宅「地主脇住宅」の入居者を次のとおり公募します。

- 住宅の所在地 本山町本山456番地1
- 公募戸数 3戸（鉄筋コンクリート2階建）
- 間取り 和室（6畳2室）、洋室（6畳2室）、台所、浴室、トイレ（和式水洗）、駐車場（1台分）
- 家賃・敷金等 家賃 25,500円
敷金 家賃3カ月分

○住宅入居者の資格

- ・居住する住宅に困窮していることが明らかなる者
- ・はその者と同居しよとすることを親族がある者。
- ・所得月額が15万8千円以下であること。（ただし、高齢者、障害者又は災害による場合等は21万4千円以下）
- ・所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせ下さい。
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

○申込方法

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要な事項を記入し、同居しよとする親族全員の住民票、所得金額の証明書（源泉徴収票の写し等）を添付して、役場総務課へ提出して下さい。

○申し込み期限 5月10日（金）まで

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

「いのちの悩み」相談所の開設について

開設について

弁護士・司法書士資格者による悩み事相談所を開設します。家庭や職場、地域社会における差別待遇、セクハラ、DV、いじめ等の人権問題に関するあらゆる相談に応じます。秘密は厳守します。相談は無料です。

○日時 5月30日（木）

午前10時～正午・午後1時～4時

○場所 高知よさこい咲都合同庁舎の階

（高知市栄田町2-2-10）

【問い合わせ先】※事前予約制です。

高知地方法務局 人権擁護課

電話 0888-82223505

人権擁護委員会制度を御存知ですか？

6月1日は人権擁護委員会法が

施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設、家庭や職場内における問題セクハラ・DV・いじめ等の人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は、無料であり、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて、本山町でも「特設人権相談所」を開設します。

○場所 本山町役場一階 住民相談室

○日時 6月3日（月） 午前10時～午後3時

○本山町の人権擁護委員

川村 泰久

須賀 香世

永野 栄一

【問い合わせ先】

住民生活課

電話 76-21113



高知県メス猫不妊手術

推進事業のお知らせ

高知県では、メス猫の不妊手術費用の一部を負担することで、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される猫をなくす活動に取り組んでいます。

○対象猫

- ・県内に居住し、県内で飼育しているメス猫
- ・県内で生息する飼い主のいないメス猫のうち、申請者が糞尿汚染等から地域環境を保全する目的を目的として捕獲した猫

○高知県が負担する額

- ・飼い猫 1匹につき6,000円
- ・飼い主のいない猫 1匹につき10,000円

○申請書配布場所

県内の高知県福祉保健所、県庁食品・衛生課（ホームページから申請書のダウンロード可）

○申請書受付期間

4月10日（水）～令和2年2月28日（金）

※受付期間中に予算がなくなった場合、受付終了

※申請状況によってはキャンセル待ち

○注意事項

- ・これから不妊手術をしようとするメス猫が対象です。
- ・飼い主のいない猫は、不妊手術済みであることが分かるよう、手術時に耳をV字にカットされます。
- ・申請書は、必ず持参してください。
- ・不妊手術は、高知県が指定する動物病院で実施してください。なお、本山町健康福祉課でも把握していますので、お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

高知県 健康政策部 食品・衛生課

電話 0888-8233-6073

高知県中央東福祉保健所

電話 0887-53-3190

本山町健康福祉課 電話 70-110600

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

○日時 5月17日（金）

午後1時～午後3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

○場所 役場1階 町民相談室

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-22223

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国・県・市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自発的受け付けのほか、毎月第3木曜日（町役場）で定期的開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽に「相談ください」。

○日時 5月16日（木） 午前10時～正午

○場所 役場1階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町山3-1-3番地8 電話76-220807

心の健康相談について

「心の健康に関する様々な悩み」について、精神科嘱託医師が相談に応じます。プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。相談は無料です。

相談日	時間
令和元年 5月16日（木）	午後1時30分～ 午後4時30分
6月24日（月）	午後2時～午後5時
7月18日（木）	
9月20日（金）	
10月24日（木）	
11月18日（月）	午後1時30分～ 午後4時30分
12月19日（木）	
令和2年 1月23日（木）	
2月20日（木）	
3月16日（月）	

○場所 高知県中央東福祉保健所

※前日までに予約が必要です。

【問い合わせ先】

高知県中央東福祉保健所 健康障害課

電話 0888-53-3173